

# 身親医療証の一齐交付について

「重度心身障がい(児)者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」は、毎年6月末日が有効期限となっています。対象となる方にはお知らせを送付していますので、下記の表をご確認のうえ、更新手続きを行ってください。

期日	6月25日(火)			6月26日(水)	6月27日(木)
時間	午前9時～ 午前10時	午前10時30分～ 午前11時30分	午後2時～ 午後3時30分	午前8時30分～ 午後5時	午前8時30分～ 午後5時
場所	及位地区 総合施設	釜淵地区 総合施設	安楽城地区 総合施設	役場町民課窓口	役場町民課窓口
当該地区	及位地区	三滝、春木、釜淵、 八敷代、大滝、 小又、川舟沢	大沢・差首鍋地区	関栗、荒木、川ノ内、 平岡、新田平岡、漆坊、 糸出、高沢、安久土、 秋山、宮沢、宮町、 曙町、本町、元町	新橋通り、栄町、末広町、 新栄町、東町、南町、 新町、木ノ下、内町、 長沢前、野々村、共栄、 梅の里、駅西住宅

※上記以外の日程でも、役場町民課窓口でお手続きいただけます。

## 身 重度心身障がい(児)者医療証

身体または精神に著しい障がいを持つ方が、必要な医療を受けられるよう医療費の自己負担額の一部または全部を助成する制度です。医療証が交付された方は、所得税の課税状況により、医療費の窓口負担が軽減されます。(非課税の場合は医療費負担なし。)



## 親 ひとり親家庭等医療証

ひとり親家庭の医療費の負担を軽減することにより、生活の安定と自立の促進を図るための制度です。ただし、お子さんを扶養している方が、所得税非課税であることが条件となります。

### 山形県外の病院等でも使えるの？

※身及び親の医療証は、山形県外では使用できません。県外で病院等にかかったときは、病院等で支払った領収書をお持ちいただくと役場町民課窓口で医療費の返還手続きができます。

#### 【医療費返還の手続きに必要なもの】

- ①病院等の領収書、②印かん(認め印)、③振込先の通帳

## 国民年金保険料免除制度の手続きを!!

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が「免除」、「一部納付(一部免除)」、又は「猶予」される制度があります。また学生や若年者(30歳未満の方)である本人及び配偶者の所得が一定基準以下の場合には保険料の納付が猶予される制度もあります。

### 平成25年7月以降の免除(猶予)申請は、7月から受付開始となります。

※平成24年7月から平成25年6月分(24年度分)の免除申請も7月中まで申請できます。

●お問い合わせ先……町民課住民担当 ☎ 62-2111 (内線 233)